

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
當日と翌日)
(當日と翌日)

同項中第五号を削り、同項に次の二号を加える。

五一等級から六等級までの職務にある者及び七等級の職務にある者で三号給以上のものが第三号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

六一等級の職務にある者が座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第二号又は第三号に規定する運賃、第四号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

◇条 例 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例
例

条 例

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十四年五月十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第二十五号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「及び寝台料金」を「、寝台料金及び特別船室料金」に改め、「含む。」の下に「並びに座席指定料金」を加え、同項第一号中「左に」を「次に」に、「一等の運賃」を「上級の運賃」に、「二等の運賃」を「中級の運賃」に、「三等の運賃」を「下級の運賃」に改め、同項第二号中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「因り」を「より」に、「の外」を「のほか」に改め、同項に次の二号を加える。

五 一等級から六等級までの職務にある者及び七等級の職務にある者で三号給以上のものが第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴する。」の下に「並びに座席指定料金」を加え、同項第二号中「左に」を「のほか」に改め、同項第四号中「のほか、次に」を「のほか、次に」に改め、

するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

六 一等級の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、

座席指定料金

(施行期日) 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例の廃止)

2 職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例（昭和三十四年三月

鳥取県条例第十号）は、廃止する。
特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和四十四年五月十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第二十六号

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表中	一等運賃及び一等特別座	一等運賃	一等運賃、一等急行料金、上級の運賃、特別船室料
	席料金		特別車両料金及び座席指定料金
	二等運賃		金及び座席指定料金
		を	
		を	
	一等運賃、一等急行料金、上級の運賃、特別船室料	特別車両料金及び座席指定料金	一等運賃、一等急行料金、上級の運賃、特別船室料
	及 び 特 別 車 両 料 金		及 び 特 別 車 両 料 金
	料 金		料 金

に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則